

### Ⅲ. 部分意匠の類否判断 (全体意匠との同一化)

#### 1. 部分意匠と全体意匠の統合

##### 1) 2019年4月『意匠審査基準』改訂

この『意匠審査基準』(以下『基準』)改訂で部分意匠の考え方が変更され\*1、部分意匠と全体意匠の出願は「方法と対象」が異なるとの区別がなくなり、意匠法9条等の規定の適用について判断することとなった\*2。また、願書の【部分意匠】記載も不要となり、願書及び図面の記載全体から「意匠登録を受けようとする意匠が明確」であればよい\*3。出願された部分意匠と全体意匠との「壁」はなくなり\*4、本質的な区別がない連続的な概念となった。『基準』からも「部分意匠」の文言がなくなり、「物品等の部分について意匠登録を受けようとする意匠」と改訂された。以下本稿では、この表現は、出願された「部分意匠」「物品等の部分の形状等」「物品等の部分に係る意匠」と同義と解する。また、「形態」と「形状等」も同じ意味と解し、「類似」は「同一又は類似」を含み、「物品等」については「物品」を中心に検討する。

なお、部分意匠導入当初から、全体意匠と本質的な区別はないとの指摘があった\*5。また、以前から、「物品の形状等」については、多少なりとも省略的表現によって表していたのであり、厳密に言えば、全ての出願意匠は、「物品の部分の形状等」であった\*6。

##### 2) 「部分」に関するA全体説とB部分説

以上を踏まえると、「物品の形状等」は、「物品の部分の形状等」の概念に包括されると考えられる。

物品の「部分」がほとんど「全体」である場合が全体意匠である\*7。厳密に言えば、完全に「物品の全体の形状等」である意匠は存在しない\*8。全体意匠と部分意匠を同等のものと捉えるだけでなく、部分意匠から全体意匠を見直す必要がある。

『基準』改訂後、意匠法9条(先願)については、後願部分意匠は先願全体意匠に類似すれば拒絶される。先願全体意匠(自転車)のサドル部分を破線表現した後願部分意匠は拒絶される可能性が高く、他方、サドル部分に係る後願部分意匠は拒絶されない。なお、公報発行後は先願意匠の「サドル部分の形状等」(対比部分)に後願部分意匠が類似すれば、意匠法3条1項で拒絶される。また、登録部分意匠と製品全体意匠が非類似でも、「製品の一部の形状等」(対比部分)が登録部分意匠に類似すれば侵害となると整理された\*9。

しかし、「物品の部分の形状等」の認識はまだ不明確な点があり、「部分」の捉え方で解釈は二つに分かれる。第一は、「部分」を「形状等」に寄せて、「物品」と区別し、「部分の形状等」をまとめて捉える立場であり、「部分意匠」と「対比部分」を別概念とする(A全体説)。第二は、「部分」を中心に「物品」と「形状等」をまとめて、「物品の部分の形状等」と捉える立場であり、「部分意匠」と「対比部分」は同一概念とする(B部分説)\*10。

A全体説は、部分意匠が全体意匠に非類似の場合でも、「対比部分」が類似すれば、全体意匠に類似すると考える\*11。意匠を「物品」と「部分の形状等」とで分節的に理解し、全体意匠と部分意匠は物品が共通し、部分の形状の範囲が相違するものとする\*12。類否判断は、物品の類否と部分の形状等の類否をそ